

4.3 堺第7-3区における活性化方策

4.3.1 堺第7-3区の現状

堺第7-3区は以下のような交通条件、立地条件、地理的条件を有しています。



※航空写真は大阪府より提供

図 堺第7-3区概観

<交通条件>

- 公共交通機関が整備されておらず、アクセス性がよくありません。

<立地条件>

- 市街地の生活地域から距離があり、周辺の土地利用は工業用地です。
- 低炭素社会・循環型社会形成に向けた太陽光発電所、共生の森、リサイクル施設(大阪エコタウン)の立地が促進しています。
- 公共、企業、市民、NPO等による自然環境再生「共生の森づくり」の取組みが活発化しています。

<地理的条件>

- 廃棄物処分場跡地として低未利用の広大な公有地が残っています。
- 長い水際線を有しています。

4.3.2 活性化コンセプト等

(1) 活性化コンセプト

堺第7-3区には、産業廃棄物処分地として自然環境再生の取組みが実施されている他、低未利用の広大な公有地を有しています。また、処分地跡地は各種スポーツ施設や芝生広場などを有しており、市民の活動の場となっています。さらに当地区を囲むような水際線を有しています。

以上より、「生物」と「環境」および「市民活動の場」に着目した

「いのち・環境を大切にすることを育む空間の市民還元」

を堺第7-3区の活性化コンセプトとし、「ヘルス・エド・エコツーリズム」を戦略プログラムとして施策を展開することとします。

(2) 取組み内容

稼働した太陽光発電施設と相まって、共生の森づくりや長い水際線の環境配慮化を進めることで、臨海部の大規模な自然再生のシンボル形成、低炭素社会形成の推進に貢献（エコ）していきます。

多様なスポーツや環境学習、自然観察・自然保護活動の体験機会を創出することで、市民の健康増進・環境意識の向上に貢献（ヘルス・エド）していきます。

新たな基礎杭工法や長期的な護岸管理方法など廃棄物処分場跡地利用に係る検討・提案を進めることで、土地の高度利用、暫定開放を実現し、土地の有効活用を通じて、更なる市の発展に寄与していきます。

活性化方策にあわせて、地域の切実な課題となっている交通問題の解消を図る必要があります。

(3) 主な対象者

- ・スポーツ・環境活動に訪れる市民、NPO、子ども

4.3.3 利活用ゾーニング

堺第 7-3 区の活性化コンセプトである「いのち・環境を大切に作る心を育む空間の市民還元」を実現するため、利活用ゾーニングを以下のとおりとします。

みなと堺グリーンひろば周辺地区は野球場や芝生広場、風車ひろばなどを有し、今後さらなる有効活用を推進するために、「**スポーツ・コミュニケーションゾーン**」と位置づけます。

先端緑地周辺はパブリックアクセスの向上、生物共生護岸による生物の生息環境の確保するために「**環境創造・親水ゾーン**」と位置づけます。

共生の森周辺地区は、広域で良好な自然環境を有しており、今後も自然を活かした利活用を推進するため、また堺太陽光発電所を有し再生可能エネルギーの創造を今後も推進していくために「**自然共生ゾーン**」と位置づけます。

フェニックス堺基地周辺エリアは、未利用地の利活用の検討を推進することから、「**資源循環等・土地活用促進ゾーン**」と位置づけ、各施設の拡充用地として活用します。

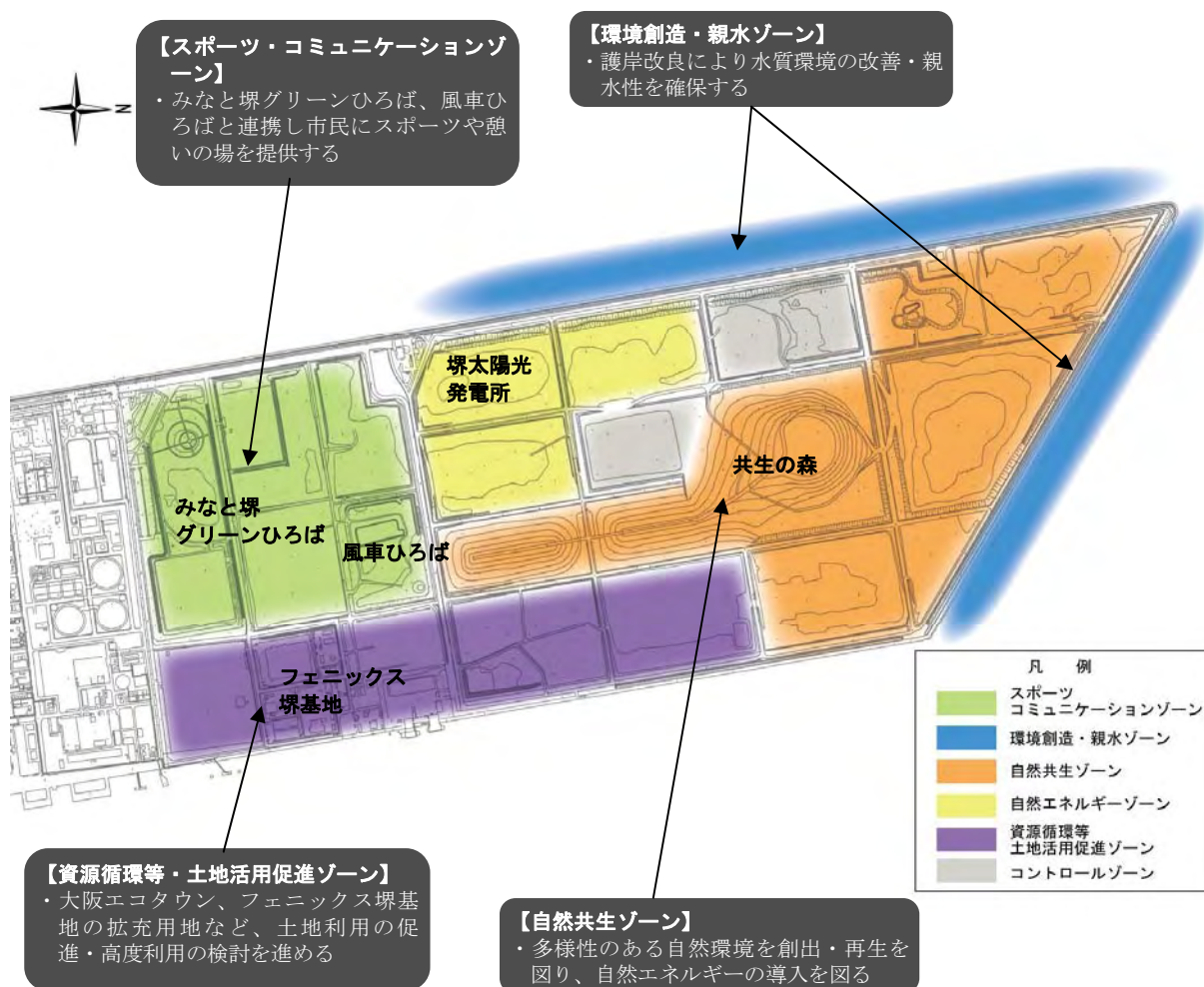


図 堺第 7-3 区の利活用ゾーニング